

デイサービスセンターいきいき運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社が開設するデイサービスセンターいきいき（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が維持できるように支援を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターいきいき
- (2) 所在地 江別市大麻沢町5番地の6（江別市いきいきセンターさわまち内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の生活相談員等の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 6名以上
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。

(営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日まで
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日まで
- (4) サービス提供時間
指定通所介護 午前9時30分から午後3時45分まで
第一号通所事業 午前9時45分から午後2時まで

(利用者の定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は38名とする。（第一号通所事業定員

を含む)

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴の介護
 - ア 入浴の形態
 - ①一般浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 食事の介護
- (6) 相談・助言

2 第一号通所事業の内容は前項に準ずるものとする。

(通所介護計画及び第一号通所事業サービス計画の作成等)

第8条 通所介護及び第一号通所事業サービス計画(以下「計画」という。)の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に計画を作成する。

2 計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する、事業の利用料は、厚生労働大臣及び当該市町村長が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。なお、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合の額とする。

(1) 利用者の希望により、介護サービス計画により計画された時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用。

ア 時間延長サービス 延長1時間につき500円(延長時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間に切り上げて計算する。)

(2) 食費

ア 食事1回につき750円

(3) オムツ代

実費

(4) 前各号に掲げるものの他、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者の負担することが適当と認められる費用
実費

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、あわせて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、江別市の区域とする。

(利用にあたっての留意事項)

第11条 事業所が行う事業の利用にあたり、利用者が留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者自らが安全に気をつけ、緊急の場合は職員の指示に従うこと
- (2) 体調が悪いときは、早めに職員に申し出ること
- (3) 喫煙は、指定場所で行うこと
- (4) 政治活動や宗教活動は行わないこと
- (5) 他の利用者に迷惑となる行為は行わないこと
- (6) 不要な貴重品は持ち込まないこと
- (7) 職員への金品等の贈与は行わないこと

(緊急時等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、生活相談員等は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 管理者は、生活相談員等の資質向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、そのための業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) 認知症高齢者処遇研修 年1回以上

2 生活相談員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、生活相談員等が退職した後にもこれらの秘密を保持させるため、その旨を雇用契約に明示する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は一般財団法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年2月15日から施行し、平成12年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。ただし第9条第1項第2項の規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。